

(参考11) 平成15年度健康項目環境基準値超過地点一覧

1. 鉛 (環境基準値:0.01mg/L以下)

県名	水域名	地点名	最大値 mg/L	平均値 mg/L	m / n	原因	対策
北海道	おりとがわ 折戸川	あめすがわはし 雨鱒川橋	0.018	0.013	5 / 8	廃止鉱山排水	鉱さい流出擁壁工事、覆土・植栽等工事を実施中
北海道	じんじゃのかわ 神社の川	じんじゃのかわまつりゅう 神社の川末流	0.015	0.013	2 / 2	原因不明	継続監視
長崎	しいねがわ 椎根川	おにがさいさわかりゅう 鬼ヶサイ沢下流	0.03	0.016	7 / 12	廃止鉱山による影響	9年度に鉱害防止工事を実施

(自然由来)

県名	水域名	地点名	最大値 mg/L	平均値 mg/L	m / n	原因	対策
宮城	はさまがわちゅうりゅう 迫川中流	くぼばし(さいかりゅう) 久保橋(最下流)	0.031	0.016	8 / 12	継続監視	
宮城	はさまがわちゅうりゅう 迫川中流	ごりんばらばし 五輪原橋	0.049	0.024	11 / 12	継続監視	
秋田	たまがわだむ 玉川ダム	ダムサイト	0.021	0.012	3 / 5	継続監視	

2. 砒素 (環境基準値:0.01mg/L以下)

県名	水域名	地点名	最大値 mg/L	平均値 mg/L	m / n	原因	対策
大分	やさかがわ 八坂川	だいそうばし 大左右橋	0.022	0.014	3 / 6	休廃止鉱山排水	鉱害防止対策のための調査を実施中
大分	やさかがわ 八坂川	ながせばした 永世橋下	0.018	0.011	1 / 4	休廃止鉱山排水	鉱害防止対策のための調査を実施中
宮崎	いわとかわ 岩戸川	とうがんじょうすいしゅすいてん 東岸寺用水取水点	0.059	0.042	6 / 6	休廃止鉱山排水	鉱害防止工事を実施中
宮崎	いわとかわ 岩戸川	いわねがわすいしゅすいてん 岩川用水取水点	0.046	0.035	6 / 6	休廃止鉱山排水	鉱害防止工事を実施中
宮崎	いわとかわ 岩戸川	きゅうがりがりどばし 旧鹿狩戸橋	0.018	0.012	5 / 6	休廃止鉱山排水	鉱害防止工事を実施中

(自然由来)

県名	水域名	地点名	最大値 mg/L	平均値 mg/L	m / n	原因	対策
北海道	とよひらかわじょうりゅう 豊平川上流	さっぽろしじょうすいしらいかわじょうす 札幌市上水白川浄水場 いじょうしゅすいこう 取水口	0.025	0.013	4 / 6	継続監視	
北海道	あかいがわ 赤井川	あかいばし 赤井橋	0.035	0.017	4 / 6	継続監視	
北海道	ひやみずがわ 冷水川	とどほけむらかんすいほくぶじょうす 榎法華村簡水北部浄水 いじょうしゅすいこう 場取水口	0.035	0.017	4 / 6	継続監視	
北海道	くっしゃろこ 屈斜路湖	St 4	0.07	0.037	4 / 4	継続監視	
青森	しゅうつがわ 正津川	しゅうつばし 正津橋	0.028	0.02	4 / 4	継続監視	
岩手	こおにがせがわ 小鬼ヶ瀬川	てんこもり 天子森	0.027	0.012	2 / 7	継続監視	
宮城	えあいかわじょうりゅう 江合川上流	なるこだむりゅうにゅうぶ 鳴子ダム流入部	0.019	0.014	5 / 6	継続監視	
宮城	なとりがわちゅうりゅう 名取川中流	ごいしかわはつでんじまえ 碓石川発電所前	0.041	0.014	5 / 12	継続監視	
神奈川	はやかわ 早川	かんこうかいがんまえ 観光会館前	0.052	0.024	12 / 12	継続監視	
山梨	しおかわ 塩川	しおかわだむちよすいち 塩川ダム貯水池	0.015	0.011	8 / 12	継続監視	
長野	よませがわ 夜間瀬川	よませばし 夜間瀬橋	0.038	0.019	8 / 12	監視強化	
長野	たてしなこ 蓼科湖	たてしなこ 蓼科湖	0.014	0.011	7 / 11	監視強化	
兵庫	さいみょうじがわ 最明寺川	さいみょうじばし 最明寺橋	0.022	0.011	5 / 12	監視強化	
山口	たかせこ 高瀬湖	SC-1	0.055	0.012	12 / 36	継続監視	
大分	あさみがわかりゅう 朝見川下流	とうすけばし 藤助橋	0.023	0.013	3 / 6	継続監視	
大分	まちだがわ 町田川	くぐりいしばし 潜石橋	0.025	0.016	3 / 6	継続監視	
鹿児島	なかつがわ 中津川	いぬかいばし 犬飼橋	0.019	0.013	9 / 12	継続監視	

3. ジクロロメタン (環境基準値: 0.02mg/L以下)

県名	水域名	地点名	最大値 mg/L	平均値 mg/L	m / n	原因	対策
大阪	ひらがわ 平野川	ひがしけふちばし 東竹瀝橋	0.2	0.046	2 / 6	事業場排水と推定	主要事業場に対する調査・指導

4.1,2 - ジクロロエタン (環境基準値: 0.004mg/L以下)

県名	水域名	地点名	最大値 mg/L	平均値 mg/L	m / n	原因	対策
愛知	あらこがわ 荒子川	あらこがわぼんぶじょ 荒子川ポンプ所	0.0079	0.0065	4 / 4	近隣の埋立廃棄物からの溶出	追加対策の検討中

5. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (環境基準値: 10mg/L以下)

県名	水域名	地点名	最大値 mg/L	平均値 mg/L	m / n	原因	対策
群馬	いしがわじょうりゅう 石田川上流	おおかわごうりゅうまえ 大川合流前	13	11	5 / 6	農業、畜産、生活排水	地下水質改善、生活排水対策、普及啓発
千葉	たかだがわ 白根川	しらいしゅすいじょう 白石取水場	18	17	6 / 6	肥料及び家畜排泄物と推定	改善指導
千葉	しのびがわ 忍川	とみかわしゅすいじょう 富川取水場	26	22	6 / 6	肥料及び家畜排泄物と推定	改善指導
福井	おしょうずがわ 御清水川	おしょうずがわ(すいもん) 御清水川(水門)	35	22	4 / 4	事業場排水	排水基準以下であるが改善指導を実施

6. ふっ素 (環境基準値: 0.8mg/L以下)

県名	水域名	地点名	最大値 mg/L	平均値 mg/L	m / n	原因	対策
大阪	たいしやうがわ 大正川	ひらのがわごうりゅうちやくぜん 平野川合流直前	2.9	1.1	2 / 6	事業場排水と推定	主要事業場の実態把握・指導

(自然由来)

県名	水域名	地点名	最大値 mg/L	平均値 mg/L	m / n	対策
宮城	はさまがわちゅうりゅう 迫川中流	くほばし(さいかりゅう) 久保橋(最下流)	3.5	2.3	12 / 12	継続監視
宮城	はさまがわちゅうりゅう 迫川中流	ごりんばらばし 五輪原橋	3.6	2.2	12 / 12	継続監視
兵庫	ありまがわ 有馬川	ながおさばし 長尾佐橋	0.9	0.9	2 / 2	継続監視
兵庫	にがわ 仁川	かぶとやまばし 甲山橋	0.9	0.9	1 / 2	継続監視
兵庫	にがわ 仁川	じゅうりんじばし 鷺林寺橋	1.2	1.2	2 / 2	継続監視
兵庫	ふなさかがわ 船坂川	ふなさかばし 船坂橋	1.2	1.2	2 / 2	継続監視
熊本	しろかわちゅうりゅう 白川中流	よしはらばし 吉原橋	0.82	0.82	1 / 1	継続監視
熊本	くろかわ 黒川	しろかわごうりゅうまえ 白川合流前	1	0.89	2 / 4	継続監視

(この他、海水の影響によるもの 2件)

7. ほう素 (環境基準値: 1mg/L以下)

(海水の影響によるもの 94件)

(備考) 1. 環境基準超過地点は、同一測点における年間の総検体の測定値の平均値が、環境基準値を超過した地点である。

2. m / nは、(環境基準値を超える検体数) / (総検体数)である。

(参考12) 平成15年度要監視項目測定結果について

1. 要監視項目とは

平成5年1月の中央公害対策審議会答申(水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について)を受け、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質」として、環境庁が平成5年3月に設定したものである。

2. 調査結果

平成15年度は、2,031地点において測定が行われ、フェニトロチオン(MEP)が河川で1地点(0.1%)検出されたほかは、いずれの項目についても指針値の超過はみられなかった。

(1) 公共用水域における要監視項目の指針値超過状況(平成15年度)

項目名・指針値(mg/l以下)	水 域			河 川			湖 沼			海 域			調査 都道府県 数
	調 査 地点数	超 過 地点数	超 過 率 (%)	調 査 地点数	超 過 地点数	超 過 率 (%)	調 査 地点数	超 過 地点数	超 過 率 (%)	調 査 地点数	超 過 地点数	超 過 率 (%)	
クロロホルム	0.06	733	0	0	28	0	0	120	0	0	34		
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	690	0	0	23	0	0	109	0	0	32		
1,2-ジクロロプロパン	0.06	701	0	0	23	0	0	109	0	0	33		
p-ジクロロベンゼン	0.3	698	0	0	23	0	0	109	0	0	33		
イソキサチオン	0.008	854	0	0	26	0	0	97	0	0	34		
ダイアジノン	0.005	851	0	0	26	0	0	97	0	0	34		
フェニトロチオン(MEP)	0.003	897	1	0.1	30	0	0	97	0	0	34		
イソプロチオラン	0.04	884	0	0	31	0	0	97	0	0	35		
オキシ銅(有機銅)	0.04	711	0	0	21	0	0	81	0	0	32		
クロロタロニル(TPN)	0.05	852	0	0	25	0	0	97	0	0	33		
プロピザミド	0.008	821	0	0	25	0	0	97	0	0	33		
EPN	0.006	1,195	0	0	55	0	0	231	0	0	39		
ジクロルボス(DDVP)	0.008	817	0	0	25	0	0	100	0	0	33		
フェノバルブ(BPMC)	0.03	841	0	0	25	0	0	97	0	0	33		
イプロベンホス(IPP)	0.008	863	0	0	31	0	0	97	0	0	34		
クロルニトロフェン(CNP)	-	845	-	-	27	-	-	97	-	-	35		
トルエン	0.6	683	0	0	23	0	0	113	0	0	33		
キシレン	0.4	684	0	0	27	0	0	121	0	0	33		
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06	598	0	0	26	0	0	96	0	0	31		
ニッケル	-	970	-	-	34	-	-	143	-	-	35		
モリブデン	0.07	648	0	0	25	0	0	111	0	0	31		
アンチモン	-	660	-	-	26	-	-	107	-	-	33		

(注)1 平成15年度に都道府県の水質測定計画に基づき測定された結果を取りまとめたものである。

2 評価は年間平均濃度による。

3 指針値は平成11年2月22日付け環境庁水質保全局長通知による。

(2) 公共用水域における要監視項目の指針値超過状況 (平成6～15年度累積)

項目名・指針値(mg/l以下)	水 域			河 川			湖 沼			海 域			調査 都道府県 数
	調査 地点数	超 過 地点数	超 過 率 (%)	調査 地点数	超 過 地点数	超 過 率 (%)	調査 地点数	超 過 地点数	超 過 率 (%)	調査 地点数	超 過 地点数	超 過 率 (%)	
クロロホルム	0.06	6,406	1	0.02	293	0	0	1,306	0	0	47		
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	6,201	0	0	284	0	0	1,251	0	0	47		
1,2-ジクロロプロパン	0.06	6,222	0	0	286	0	0	1,251	0	0	47		
p-ジクロロベンゼン	0.3	6,212	0	0	284	0	0	1,251	0	0	47		
イソキサチオン	0.008	6,979	1	0.01	248	0	0	1,011	0	0	47		
ダイアジノン	0.005	6,992	0	0	249	0	0	1,010	0	0	47		
フェニトロチオン(MEP)	0.003	7,372	3	0.04	273	0	0	1,011	0	0	47		
イソプロチオラン	0.04	7,083	0	0	273	0	0	1,010	0	0	47		
オキシ銅(有機銅)	0.04	6,326	0	0	221	0	0	864	0	0	46		
クロロタロニル(TPN)	0.05	7,018	0	0	242	0	0	1,009	0	0	47		
プロピザミド	0.008	6,721	0	0	242	0	0	1,009	0	0	47		
EPN	0.006	13,341	0	0	957	0	0	2,963	0	0	47		
ジクロルボス(DDVP)	0.008	6,751	0	0	244	0	0	1,012	0	0	47		
フェノカルブ(BPMC)	0.03	6,923	0	0	242	0	0	1,009	0	0	47		
イプロベンホス(IPP)	0.008	7,016	6	0.09	275	0	0	1,023	0	0	47		
クロルニトロフェン(CNP)	-	7,375	-	-	274	-	-	1,010	-	-	47		
トルエン	0.6	6,194	0	0	282	0	0	1,282	0	0	47		
キシレン	0.4	6,201	0	0	290	0	0	1,296	0	0	47		
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06	4,927	0	0	226	0	0	1,027	0	0	46		
ニッケル	-	6,948	-	-	263	-	-	1,101	-	-	45		
モリブデン	0.07	5,346	5	0.09	241	0	0	1,087	0	0	46		
アンチモン	-	5,353	-	-	251	-	-	906	-	-	45		

- (注) 1 平成6～15年度に都道府県の水質測定計画に基づき測定された結果を取りまとめたものである。
 2 評価は年間平均濃度による。
 3 指針値は平成11年2月22日付け環境庁水質保全局長通知による。

(参考13) 水質汚濁に係る環境基準、要監視項目及び指針値

1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下

(備考)

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、別に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

2) 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	65以上85以下	1mg/L以下	25mg/L以下	75mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級・水産1級・水浴及び B以下の欄に掲げるもの	65以上85以下	2mg/L以下	25mg/L以下	75mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級・水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	65以上85以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級・工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	65以上85以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級・農業用水及び Eの欄に掲げるもの	60以上85以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級・環境保全	60以上85以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L以上	-

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)

(注) 1 自然環境保全：自然保護等の環境保全

- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水生水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水生水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等 - 中腐水生水域の水産生物用

- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

- 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
			全亜鉛	
生物A		イワナ、サケマス等比連産の低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	
生物特A		生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は稚魚の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	
生物B		コイ、フナ等比連産の高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	
生物特B		生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は稚魚の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

2 海域

ア

項目	類型	利用目的の適応性	基準値				
			水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A		水産1級・水浴・自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下	検出されないこと
B		水産2級・工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	-	検出されないこと
C		環境保全	7.0以上8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	-	-

備考

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL以下とする。

(注) 1 自然環境保全：自然採撈等の環境保全

- 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

- 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目	類型	利用目的の適応性	基準値	
			全窒素	全磷
		自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
		水産1種・水浴及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
		水産2種及び以下の欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
		水産3種・工業用水・生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。

- 2 水産類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全：自然採撈等の環境保全

- 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲されるマダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
			全亜鉛	
生物A		水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	
生物特A		生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は稚魚の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	

3 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量(COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級・水産1級・自然環境保 全及びA以下の欄に掲げるもの	65以上85以下	1mg/L以下	1mg/L以下	75mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2・3級・水産2級・水浴及び B以下の欄に掲げるもの	65以上85以下	3mg/L以下	5mg/L以下	75mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水産3級・工業用水1級・農業用 水及びC以下の欄に掲げるもの	65以上85以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	-
C	工業用水2級・環境保全	60以上85以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L以上	-

- (注) 1 自然環境保全：自然環境等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による硬度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
	水道1、2、3級(特殊なものを除く)・水産1種・水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
	水道3級(特殊なものを)及び以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水環境型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然環境等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は稚魚の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は稚魚の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下

注：水生生物保全に係る環境基準については、平成15年11月5日付け告示により追加設定されたものである。(平成15年度末現在、類型が当てはめられた水域はない)

3) 要監視項目及び指針値

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.3 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下
フェントロチオン(MEP)	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/L以下
クロタロニル(TPN)	0.05 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下
EPN	0.006 mg/L以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/L以下
フェノカルブ(BPMC)	0.03 mg/L以下
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン(CNP)	-
トルエン	0.6 mg/L以下
キシレン	0.4 mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07 mg/L以下
アンチモン	-

平成15年4月1日現在

要監視項目とは、平成5年1月の中央公害対策審議会答申（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について）を受け、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質」として、環境庁が平成5年3月に設定したものである。

注 1. 平成16年3月に5項目を新たに追加、既存2項目について指針値を見直した。

新たに追加した要監視項目

項目名	指針値
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.002mg/L以下
14-ジオキサソ	0.002mg/L以下
全マンガン	0.002mg/L以下
ウラン	0.02mg/L以下

指針値を見直した既定要監視項目

項目名	新たな指針値	従来の指針値
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	0.3mg/L以下
アンチモン	0.02mg/L以下	-

2. 平成15年11月、水生生物保全に係る要監視項目が新たに追加された。

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7mg/L以下
		生物特 A	0.006mg/L以下
		生物 B	3mg/L以下
		生物特 B	3mg/L以下
	海域	生物 A	0.8mg/L以下
		生物特 A	0.8mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05mg/L以下
		生物特 A	0.01mg/L以下
		生物 B	0.08mg/L以下
		生物特 B	0.01mg/L以下
	海域	生物 A	2mg/L以下
		生物特 A	0.2mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1mg/L以下
		生物特 A	1mg/L以下
		生物 B	1mg/L以下
		生物特 B	1mg/L以下
	海域	生物 A	0.3mg/L以下
		生物特 A	0.03mg/L以下